

## 条例の方向性に関する委員意見のまとめ

## 1 条例制定の目的をどう考えるか

- ・ 県内需要（公共・一般住宅）を進めるとともに、三重県産材の品質の良さを他県にも進める。  
（中瀬委員）
- ・ 本条例に、SDGsの考え方を位置付けるのであれば、県産材利用促進が持続可能な森林経営に寄与できるような内容を盛り込むことが必要と考える。（杉本委員）
- ・ 地球温暖化防止・脱炭素など、地球的な視野で木材利用を考えたときには、環境負荷の少ない「地元の木」が優先的に利用される仕組み等が求められると考える。（杉本委員）
- ・ 建築利用だけでなく、私たちの生活、くらしの中で木材や木製品に親しむ文化が根付くことを目的の1つとした条例にしたい。（山本（佐）委員）
- ・ 地球温暖化の防止、循環型社会の構築・多面的機能の強化という2点は、「三重の森林づくり条例」の目的の範疇でもあるが、本条例でも再確認してもよいのではないかと。木材の積極的な利活用は、その2点を推進するための森林の適正保全に不可欠であり、それは県民生活の安全・安心や豊かな文化の形成につながる。（山本（佐）委員）
- ・ 日常生活で身近に木の文化に触れ、健康で心が安らぐような木質を利用する価値観を共有できる木材を優先して活用する社会「ウッドファースト社会」を目指して、SDGsの取組とも連動することを目的としてはどうか。（中森委員）
- ・ ①三重県産材の利用促進、②林業の振興、③日本の伝統を大切にす豊かな生活と、環境への配慮も含めたSDGsへの取組につなげる。（谷川委員）
- ・ 広く県民に木材を利用する意義と効能を理解していただき、木材利用の意識を高め、行動を促し、木の文化による地域づくりと三重県を築いていきたい。木材を利用することの意義・効能としては、①県民の日常の暮らしにおけるパーソナルな観点、②SDGsに連動する持続可能な循環型社会の構築など地球的かつ国際的なグローバルな観点、③三重県の林業・木材産業の振興及び豊かな森林整備を促進するローカルな観点がある。（西場委員）
- ・ 県産材の利用促進に重点を置く。その上で、国産材・外国産材を取り扱う事業者への配慮も考える必要がある。（今井委員）
- ・ 県内林業活性化促進、環境負荷の低減、災害発生の防止のため、県産材の利用を呼びかける。  
（山本（里）委員）
- ・ 潤沢な資源を活用しながら再生産を行い、林業・木材産業が成長産業へと変革するため、木材を優先して活用する「ウッドファースト社会」の実現を目指してはどうか。（田中委員）

## 2 条例の対象をどう考えるか

### ①「三重県の区域にある森林から生産された木材」

- ・ 県産材の定義については、「三重の森林づくり条例」の基本的な考え方をもとに進めるべきと考える。ただし、条例の中の具体策において、県内で加工製材された国産材は認めるなどの対処をする。（中瀬委員）
- ・ 「三重県の区域にある森林から生産された木材」を重点に。（今井委員）

### ②「三重県内で生産され、又は加工された木材」

- ・ まずは県産材の利用を促進することにより木材全体の利用を喚起できることを願うが、木材生産に関連する全ての業種、森林所有者、林業事業者、製材業者も本条例の主体であることを前提とすると、「三重県内で生産され、又は加工された木材」を対象とすべきと考える。（山本（佐）委員）
- ・ 県産材の定義は「三重の森林づくり条例」のまま、本条例の対象を「県産材と県内で加工された木材」としていただきたい。県内の原木市場などを通った木材を利用するにあたり、どれが県産材でどれが県産材でないかを追っていくことが果たして可能なのか等を考えたときに、余計な労力等がかかることがあるのではないかと考えるからである。（谷川委員）
- ・ 「三重県内で生産され、又は加工された木材」（山本（里）委員）
- ・ 三重県が県内消費より県外消費のほうが多いことに鑑み、「三重県域（又は紀伊半島）で生産され、又は加工された木材」を対象とする。（田中委員）

### ③「(全ての) 木材」

- ・ 木造建築物や木材が持つあらゆる面での科学的効果が期待できるという観点から、本条例の対象を限定せず、県産材以外のものを含めた「木材」の利用促進を主眼としてはどうか。併せて、三重県の森林・地域産業の育成の観点から、県産材の利用の重要性を強調してはどうか。また、木材の使用用途によって、県産材で調達難しい樹種の使用については、輸入外材より国産材を優先してはどうか。（中森委員）
- ・ 木材を利用することの意義・効能の3つの観点を踏まえると、対象は「(全ての) 木材」となるが、一方で、本県の地域産業振興と地方創生を進めるローカル的な観点からは、三重県の区域にある森林から生産された木材や三重県内で加工された木材が重要であることから、木材利用の促進を図る上での優先順位を、①三重県の区域にある森林から生産された木材→②三重県内で加工された木材→③その他の木材 として条例に明示していく必要がある。（西場委員）

### ④その他

- ・ 県内の製材所では、三重県内で生産された木だけではなく、隣接県で生産された木も挽いているという現状がある中で、近隣の材を県産材とするのがよいのか。（中瀬古委員）

### 3 どのような類型の条例を目指すか

#### ①理念中心型条例

- ・基本的には「理念中心型条例」とし、「みえ公共建築物等木材利用方針」を条例に基づく「基本方針」として位置付けてはどうか。その基本方針では、木材利用促進の対象を公共建築物以外の分野に拡大し、木材利用量に関する数値目標を明記してはどうか。また、現在の「三重県産材利用推進本部」を念頭に、「木材の利用推進本部」を設置する旨条例に規定してはどうか。（中森委員）
- ・条例の基本的な目的を木材利用に関する県民意識の向上と県民の行動の促進とするのならば、具体的施策を列挙するのではなく、「理念中心型条例」が良いと考える。（西場委員）

#### ②施策列挙型条例

- ・県産木材利用をより具現化した内容が必要と考える。（中瀬委員）
- ・より実効性のある条例にするために具体的な施策を規定する施策列挙型が妥当と考える。しかし、細かな施策を列挙しすぎると、かえって条例が各施策の足かせになることを危惧するため、どちらの類型がいいか考え中。施策列挙型の場合、「三重の森林づくり条例」には生産等に関する条文が比較的多いことから、本条例では利活用に関する条文をより充実させればよいのではないかと。（山本（佐）委員）
- ・最低限、公有施設についての具体的な目指すところに関する施策は入れたほうがよい。（山本（里）委員）
- ・「理念中心型条例」は、基本的な考え方等を提示したもので、具体的なルール等を決めたものではないことから、一般には理解が及びにくいので、「施策列挙型条例」とすべき。（田中委員）

#### ③その他

- ・これまで「施策列挙型条例」と考えていたが、「理念中心型条例」であっても、計画や予算配分が積極的に行われるのであればよいのではないかと考えが変わっており、今後の議論の中で方向性を決めていきたい。（谷川委員）
- ・検討中。計画や方針との関係による。（今井委員）

#### 4 「三重の森林づくり条例」との関係はどう整理するか

##### ①「三重の森林づくり条例」とのリンクを残した上での条例制定

- ・「三重の森林づくり条例」を尊重しつつ、新たな条例を制定するということで、「三重の森林づくり条例」とのリンクを残した上での条例制定が適していると考ええる。(山本(佐)委員)
- ・「三重の森林づくり条例」とのリンクを残した上での条例制定としてはどうか。(中森委員)
- ・「三重の森林づくり条例」とのリンクを残した上での条例制定である。(谷川委員)
- ・この度の条例においては、ローカルな観点の必要性を踏まえつつ、さらに幅広くグローバルな観点や生活環境等に関するパーソナルな観点も取り入れて制定していくことが重要と考えており、また、「三重の森林づくり条例」においても県産材の利用促進は重要な要素であることを踏まえると、リンクせざるを得ないと思われる。(西場委員)
- ・森林づくりの中で、県産材利用は一部ではあるが、重要な一部であるから。(山本(里)委員)
- ・林業・木材産業における、木材の生産から加工、利用までの流通体制は一貫していることから、「三重の森林づくり条例」とのリンクを残した上での条例制定としたい。(田中委員)

##### ②「三重の森林づくり条例」と新条例の完全分離

##### ③「三重の森林づくり条例」とは別の観点による新条例の制定

##### ④「三重の森林づくり条例」改正による内容充実化

##### ⑤その他

- ・「三重の森林づくり条例」の基本方針をベースに行う。(ダブルスタンダードを作らない。)(中瀬委員)
- ・検討中。「どのような種類の条例を目指すか」との関係による。(今井委員)

## 5 その他（県産材を巡る現状等について課題と考えていること）

- ・ 施主・施工者・製材者・林業者の県産材を使用することのメリットを表現する。（中瀬委員）
- ・ 県内公共建築物、商業施設等の非住宅建築物等での県産材の利用が現状では不十分なので、需要拡大が必要。（濱井委員）
- ・ 都市部・海外への販路拡大。（濱井委員）
- ・ 事業承継者不在による製材工場経営者の廃業・倒産。（濱井委員）
- ・ 大工、工務店、市場従事者等の人材確保。（濱井委員）
- ・ 県民への木材利用の利点・効果のPR不足。（濱井委員）
- ・ 欧米に比べて、日本は自然愛、森林愛が欠如しており、森林環境教育や木育等の拡充が必要。（濱井委員）
- ・ 県産材による集成材、CLT、LBLの製造・利用の促進。（濱井委員）
- ・ 県内の公共建築物の木造率は全国平均あたりでとどまっており、条例制定によって、更なる促進が必要。（杉本委員）
- ・ 三重県の木材の需要と供給の現状について、構造用材や造作材に用いるA材の需要が極端に減少し、木材全体の供給の均衡が大きく崩れている。一方、森林の有する多面的機能の維持、森林資源の循環利用を図るために県産材の利用促進が求められている。（中森委員）
- ・ 平成22年には、「公共建築物木材利用促進法」が制定されたが、現状は木材利用が進んでいない。平成26年には、全木連と全森連により「ウッドファースト社会」の実現に向けた行動宣言が行われた。（中森委員）
- ・ 平成30年には、建築基準法改正に伴い、大規模木造建築が可能となった。さらに、耐震構法SE構法、CLT構法など、大型木造建築物のための技術開発が進んでいる。（中森委員）
- ・ 木材がもたらす健康面や耐火面、強度面などの多くの利点や効果が、科学的データにより実証されている。（中森委員）
- ・ 主伐が拡大する中で、生産効率ばかり追求するあまり、環境や後の更新に無配慮な作業が行われている。（中瀬古委員）
- ・ 機械力を生かすために作った作業道が崩壊を引き起こしている山の現状がある。（中瀬古委員）
- ・ 鹿等の食害も再生林を阻む大きな要因となっている。（中瀬古委員）
- ・ 木材需要の減少による林業及び木材産業の経営の悪化、森林の荒廃、中山間地域の過疎化、森林の多面的機能の低下等。（田中委員）

## 5 その他（条例制定の効果として期待すること）

- ・ 長期的には、将来を見据えた子供への木育推進。（中瀬委員）
- ・ 公共のみならず、一般住宅での利用拡大。（中瀬委員）
- ・ 利用促進に関する具体策を提案する。（中瀬委員）
- ・ 県産材を巡る現状等の課題を解決し、森林の活性化、森づくりに資する。（濱井委員）
- ・ 木材利用に対する県民の意識改革。（中森委員）
- ・ 木材利用についての設計者・施工者及び職人の人材育成や技術開発。（中森委員）
- ・ 「三重ブランド、三重の木」としての全国発信。（中森委員）
- ・ 県産材利用促進のための情報の提供や森林・木材教育。（中森委員）
- ・ 県産材利用促進による、三重県の森林・林業・林産業の促進。（中森委員）
- ・ 県内市町への浸透と全国への発信・展開。（中森委員）
- ・ おおらかで優しい県民性が自然風土によって培われていることを認識し、おおらかで優しい三重県を維持するための一助となることを期待する。（山本（里）委員）
- ・ 本当の意味での環境先進県へ。（山本（里）委員）
- ・ 木材を優先して活用する「ウッドファースト社会」の実現。（田中委員）

## 5 その他（条例に盛り込むべきと考える内容等）

- ・ 建築資材としての木材が人間の生理・心理面に与える好影響について、近年、科学的な根拠の蓄積が進んでおり、「暮らしの中に木を！」「公的な場に木を！」という意識・感性は人々の内に熟成されてきていると思われる。（杉本委員）
- ・ 公共建築物はシンボル性や高い展示効果があり、特に学校は極めて効果の高い公共建築物であると考え。また、各市町と連携し、各市町における公共建築物等の県産材利用促進を図っていくことが重要。さらに、森林環境譲与税の導入に伴い、首都圏などの公共団体及び建築関係事業者等へ三重県産木材をPRする取組が期待される。そして、三重県においても、公共建築物等における木造化についての検証を実施していくことが必要である。（杉本委員）
- ・ 今後は、非住宅建築物等について、民間事業者に対する県産材利用促進の取組が重要だと考える。（杉本委員）
- ・ 今後は、木造化・内装等の木質化に関する正しい知識を有する建築士や工務店経営者など、川下の人材育成も大変重要であると考え。（杉本委員）
- ・ 地域振興、中小企業・小規模企業の活性化と県産材利用促進を結びつけるような取組を後押しできる条例内容としていきたい。（杉本委員）
- ・ 公共建築物等で県産材利用を促進し、県民に見える形で、その良さと重要性をアピールしていくことが必要。また、日常の暮らしの中で、身近に木に触れ、気軽に木を使うことを、県民が主体的に選択できるような取組も効果的だと考える。（杉本委員）
- ・ 公共建築の木質化の促進を本条例の中で規定する場合、市町の協力は不可欠であり、県は市町に対し必要な支援を行う旨を規定するべきではないか。本条例では、「三重の森林づくり条例」よりももう一步踏み込んだ市町との連携を期待したい。（山本（佐）委員）
- ・ 県産材利用促進には、川上から川下までの民間の努力及び県民の理解が必須であり、林業、製材業、建築業関係者それぞれの責務、役割を明記することにより、本条例の実効性を高める。また、県民の役割を明記し、木材利用の機運を高める。（山本（佐）委員）
- ・ 民間で木材利用を促進するためには大工技術者や設計者の人材育成は不可欠。本条例に人材育成や技術支援、木材や木製品の品質向上のための研究開発や教育機関への支援などソフト面での支援施策につながる条文を入れることが必要なのではないか。（山本（佐）委員）
- ・ 販路拡大、販売促進、流通において、県と民間がもっと三重ブランドを強力に前面に出す仕組みも必要。（山本（佐）委員）
- ・ 「三重の森林づくり条例」について、制定後、森林保全についてどのような効果等があったのか検証することも必要ではないか。（山本（佐）委員）
- ・ 川上から川下まで、それぞれのステージにおける課題抽出を行い、利用促進に必要な課題解決策を検討し、条例に取り入れていくことが必要。（今井委員）

- ・これまで使用されなかった、また、使用できなかった分野への提供体制整備（新技術の調査・活用など）。（今井委員）
- ・意識の醸成のために、公有施設がリードすることが必要。（山本（里）委員）
- ・民間に広めるには、インセンティブが必要。（山本（里）委員）
- ・住宅用建築材のA材を使用する地域の工務店や建築士への働きかけやマッチングが必要。県産材を積極的に活用する工務店がもうかる仕組みづくりが必要。（中瀬古委員）
- ・公共施設にもっと県産材が活用され、誰もが木が使われていることを目にし、その心地良さや香りが実感できるようにすべき。（中瀬古委員）
- ・子どもの頃から身近に木の温かみを感じられる教育が行われ、木の温かみが自然に感じられれば、成長した時自ずと木を生活の中で活用し、木造・木質化が進むことが期待される。そのためにも、園舎・学校の木質化を進めるべき。（中瀬古委員）
- ・SDGsの考えに基づき、川上・川中・川下が適切に循環するよう、より県産材をいかに県内で利活用していくかということ、条例の中に盛り込んでいくべき。（中瀬古委員）

## 5 その他（今後の進め方）

- ・ 焦らずに県の実情に合う成果が期待できる条例案を作成するのがよい。（中瀬委員）
- ・ スケジュールに基づくのが基本であるが、県内外調査等の延期でスケジュールの変更もあり得る。（濱井委員）
- ・ 県外視察では、県産材利用促進の先進的な取組を行っている都道府県を視察したい。条例の類型などの調査よりは、条例に基づく施策など取組内容の調査をしたい。（杉本委員）
- ・ 関係団体から聴取した意見を踏まえるとともに、県内外の現地調査を実施し、その上で委員間討議を重ね、執行部にも理解を求めつつ、本条例を策定してどうか。（中森委員）
- ・ より実効性のある条例にすべきで、そのためには現場を知る必要があるため、県内外調査をしっかりと行い、その上で方向性を決めればよい。スケジュールも当初より状況が変わったことから、変更せざるを得ない状況であるため、あせる必要はないと思う。（中瀬古委員）
- ・ 新型コロナウイルスの影響に鑑み、本会議への上程は11月以降に延ばす必要がある。（田中委員）